

第1章 計画策定の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

本県は、東西約 1,000km、南北約 400km に及ぶ広大な海域に点在する多数の島々から構成される海洋島しょ県である。近海を流れる黒潮の影響を色濃く受けた文化圏として、南西諸島特有の温暖で湿潤な海洋性の気候のもと、熱帯・亜熱帯性海域に分布する多種多様な水産物を利用した特色ある漁業と豊かな食文化が育まれてきた。

本土復帰後の5次にわたる振興計画等では、社会資本整備や各種の振興施策が講じられる中で水産業についても漁港・生産基盤等の整備が進み、漁船・漁労設備の近代化、流通体制の改善等を通じた「本土との格差是正」と「自立的発展の基礎条件整備」が進められた。

一方、本県の水産業を取り巻く環境は、引き続き、広大な米軍訓練区域による影響を受けるとともに、漁業従事者の減少や高齢化、漁場環境の悪化、水産資源の減少、燃料や飼料高騰等といった様々な課題を抱えている。近年では、新型コロナウイルス感染症の拡大によって生じた社会変容への対応や気候変動に対するリスク管理、新興国の台頭に伴う国際秩序の変化など、国や県、市町村及び関係する漁業者や団体等が緊密に連携し、一丸となって取り組むべき課題が多くなっている。

このような中、本県では 2030 年を目途とする「沖縄21世紀ビジョン」に掲げられた5つの将来像の実現を図るため、令和4年5月に「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」を、同年9月には「新・沖縄21世紀ビジョン実施計画」を策定し、各種の課題解決に向けた具体的取組や目標値を設定した。

また、農林水産部では、令和4年12月に新・沖縄21世紀ビジョン基本計画と実施計画に対応した「新・沖縄21世紀農林水産業振興計画～まーさん・ぬちぐすいプラン～」を策定し、魅力と活力ある持続的な農林水産業の実現に向けた振興対策に取り組んでいる。

水産分野では、平成25年12月に決定された国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」に盛り込まれた水産政策の改革の方向性に基づき、平成30年12月に漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)による改正後の漁業法(昭和24年法律第267号。以下「改正漁業法」という。)が公布、令和2年12月に施行され、資源管理措置のほか、漁業許可や漁業権等の漁業生産に関する基本的制度がおよそ70年ぶりに抜本改正された。

また、令和3年7月には「養殖業成長産業化総合戦略」(以下「養殖戦略」という。)が制定され、国内外への安定的・戦略的な水産物供給及び生産から販売・輸出に至る総合的戦略に基

づいたマーケット・イン型養殖業への転換並びに輸出拡大に向けた取組が進んでいる。

令和4年3月には、国において新たな「水産基本計画」及び「漁港漁場整備長期計画」が決定されるなど、海洋環境や社会・経済の変化が及ぼす影響等を考慮した持続性のある水産業の成長産業化と漁村の活性化の実現に向けた取組が活発化している。

以上のことから、本県水産業の今後 10 年を見据え、海洋島しょ県としての特性を生かした持続可能な発展と漁業を取り巻く情勢変化に対応した施策の効果的かつ着実な実現を図るため、新たな「沖縄県水産業振興計画」(以下「本計画」という。)を定めることとする。

2 計画の位置づけ

本計画は、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画に掲げられた7つの施策展開に基づき水産業・漁村の振興に関する施策の基本的事項や推進の方向性、具体的な取組等を示すものである。

また、県は本計画の適切な推進を図るために必要な施策・事業について積極的に支援するとともに、課題解決に向けた取組を一般県民に広め、その理解と協力を得ながら地域特性を生かした水産業・漁村の振興を図るものとする。

3 計画の期間・目標

計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10か年とし、以下の目標を定める。

なお、本計画の折り返しとなる5年後(令和8年度)を目途として、必要な見直しや変更等を行う。

主要指標	単位	令和2年度 (現状値)	令和6年度 (目標値)	令和9年度 (目標値)	令和13年度 (目標値)
漁業産出額	億円	184	217	241	279

資料：(現状値) 農林水産省「令和2年漁業産出額」大海区都道府県別統計表(海面漁業・養殖業産出額)